資料４

上里町生活交通確保維持改善計画（素案）

【地域内フィーダー系統】

平成２７年８月■■日
上里町地域公共交通活性化協議会
会長　　髙　野　　正　道

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上里町は埼玉県の最北端に位置しており、北西部には神流川が流れ群馬県との県境を成し、町内全域が平坦な地形を呈しています。面積は２９．２１km、人口は３１，５０７人（平成２７年１月１日現在）となっています。広域交通網である関越自動車道、ＪＲ高崎線、上越新幹線、国道 17 号が町内を横断しており、本町の広域交通網における交通結節施設として、神保原駅が町内にあります。

しかしながら、鉄道駅やバス路線がカバーしている地域は、ＪＲ高崎線の神保原駅の１ｋｍ圏域と南部の県道２２号線で運行しているバス停の１ｋｍ圏域だけであり、本町の約６１％の面積がいわゆる交通空白地域となっています。

現在、６系統３台で町内巡回バスを無償運行して交通空白地域をカバーしていますが、町内の人口は中心部を除き薄く広い分布となっており、運行本数も１日４本程度と少なく、運行距離も長距離化しているため、町全体が低密度な公共交通網となってしまっています。さらに、自動車免許の保有、自家用車両の保有は９０％近くあり、自家用車への依存が高い傾向にあります。しかし、これから高齢化が更に進行していく中で、アンケート結果からも７０％以上の人が将来の移動手段に関して不安を抱いています。このような中で高齢者や障害者などの交通弱者の日常の買物、通院などの移動手段の確保が課題となっています。

また、平成２６年度に地域の公共交通が抱える課題の解決を図っていくために「地域公共交通サービス計画」を策定しました。策定にあたっては、アンケート調査、利用実態調査および高齢者アンケートを行った後に住民代表によるワークショップを開催し、住民意向を反映させ、より良い地域の公共交通ネットワークを構築するために利用者の立場に立った計画になるよう努めました。

平成２７年度には「上里町地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、地域の合意形成を図りつつ、効果的、効率的な公共交通ネットワークを構築し、利便性や利用率の向上を図っていくために本計画を策定しました。

２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

上里町では現在無償で運行している町内巡回バスを平成２８年２月２９日まで運行し平成２８年３月１日から平成２８年９月３０日までに新コミュニティバス（仮称）の実証運行を行い、平成２８年１０月１日に本格運行を開始する予定です。町内巡回バスから新コミュニティバス（仮称）への移行にあたり、ルートの刷新、有償化などがあることから、定量的な目標を、全体での日平均利用者数および利用者満足度を下表のように定めました。

年度	日平均利用者数	利用者満足度
参考 町内巡回バス	４５人／日	－
平成２８年３月～９月 （実証運行中）	６０人／日	アンケート実施
平成２８年度１０月～ （本格運行開始）	９０人／日	前年度対比満足度向上
平成２９年度	前年度対比増加	前年度対比満足度向上
平成３０年度	前年度対比増加	前年度対比満足度向上

※現段階では現行の町内巡回バスの日利用者数を基礎にしている。

（２）事業の効果

・交通空白地域の解消
・高齢者、障害者など交通弱者の生活圏域内における移動手段の確保
・外出機会の向上が図られることによる健康増進、交流の活性化
・交通ネットワークの連携により、効率的な運行体系が図られる
・大型商業施設を結節点に設定することにより消費機会の向上が期待できる
・公共交通の充実によるマイカー利用の抑制

３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（１）対象

町民に限らず誰でも利用可能

（２）運行系統

３系統の運行とする

道路運送法の４条許可（路線定期運行）として、町内全域を運行する

（３）運行日

３系統とも、月から土曜日（祝日を含む）の運行とする

日曜日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）は運休とする

（４）運行時間

概ね午前８時３０分から午後６時の運行とする

（５）運賃

３系統とも１乗車１００円の均一料金とする

・軽減措置

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する者	手帳の提示をもって無料とする。
未就学児	無料

※未就学児は保護者同伴を利用条件とする

※小学生で手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）を提示する者は無料とする

・乗継利用者への配慮（乗継を前提とした系統設定であるため）

１日乗車券を１枚３００円で発行する

（６）車両

①（仮称）基幹ルート：２台　マイクロタイプ（福祉仕様）

車椅子乗車時で車椅子を除き定員（乗客のみ）14 人を確保できるもの

②（仮称）北部ルート：１台　ワンボックスタイプ

９人乗り以上（福祉仕様）

③（仮称）南部ルート：１台　ワンボックスタイプ

９人乗り以上（福祉仕様）

（７）運行予定者

運行予定者の選定については、「上里町新コミュニティバス（仮称）実施計画」にもとづき、上里町が示す運行事業者となるべき安全性、サービス性、地域性等の観点から設定した選定基準を満たし、上里町が示す運行事業者選定プロポーザルにより選定する。

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を参照　⇒　添付Ａ

（８）路線図・時刻表

・時刻表および路線図は「図１」「図２」を参照　⇒　添付Ｂ

地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続）

①（仮称）基幹ルートは、神保原駅、ウニクス上里と接続

②（仮称）北部ルートは、神保原駅と接続

③（仮称）南部ルートは、ウニクス上里と接続

（９）運行予定期間

平成２８年３月１日から平成２８年９月３０日を実証運行期間とし、平成２８年１０月１日以降を本格運行と位置付けている。

運行事業者との協定期間は契約締結から平成３３年３月３１日までとする。平成２８年度以降については、その前年度までにおける事業実績を考慮のうえ単年度ごとに協議を行い協定書を締結する。

（１０）地域間交通との整合性・新規性

「図２」を参照　神保原駅、ウニクス上里などと接続

４．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成２７年度（平成２８年３月）

運行系統	総事業費	収入	国庫補助	町
（仮称）基幹ルート	２，１１９千円	３．８％	０．０％	９６．２％
（仮称）北部ルート	１，００８千円	４．１％	０．０％	９５．９％
（仮称）南部ルート	１，２４６千円	３．２％	０．０％	９６．８％

平成２８年度（平成２８年４月から平成２９年３月）

運行系統	総事業費	収入	国庫補助	町
（仮称）基幹ルート	２４，１６９千円	４．８％	１．５％	９３．７％
（仮称）北部ルート	１１，４９５千円	５．０％	１．６％	９３．４％
（仮称）南部ルート	１４，２１４千円	４．０％	１．３％	９４．７％

※運賃を１００円と想定して試算

※各年度の総事業費、収入額及び国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）はすべて試算値

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表２」を添付　⇒　添付Ｃ

５．別表４の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日１日当りの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要（地域間幹線系統のみ）

※地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載しない

６．別表４の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（地域間幹線系統のみ）

※地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載しない

７．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要（地域内フィーダー系統のみ）

人口集中地区以外人口　３０，９８８人（平成２２年度国勢調査）　添付Ｅ参照

交通不便地域人口　９，９２０人（平成２２年度国勢調査）　添付Ｆ参照

対象地域：上里全域

根　　拠：局長指定（予定）

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付　⇒　添付Ｄ

８．車両の取得に係る目的・必要性（車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ）
※車両取得がないため対象外

９．車両の取得に係る定量的な目標・効果（車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ）
※車両取得がないため対象外

１０．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ）
※車両取得がないため対象外

１０－２．地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額（車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ）
※車両取得がないため対象外

１１．協議会の開催状況と主な議論
第１回　上里町地域公共交通活性化協議会　平成２７年５月１４日（木） 報告 ・上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱 ・上里町地域公共交通活性化協議会事務局規程 ・上里町地域公共交通活性化協議会財務規程 ・上里町地域公共交通活性化協議会の公開に係る傍聴要綱 ・平成２６年度上里町地域公共交通サービス計画 議題 ・平成２７年度上里町地域公共交通活性化協議会事業計画（案） ・平成２７年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案） 第２回　上里町地域公共交通活性化協議会　平成２７年６月１５日（月） 報告 ・第１回上里町地域公共交通活性化協議会に関する意見アンケート

議題

・上里町新コミュニティバス（仮称）の実施計画（案）

・運行事業者の選定方法

・上里町新コミュニティバス（仮称）愛称等の募集

第３回　上里町地域公共交通活性化協議会　平成２７年７月７日（火）

報告

・上里町新コミュニティバス（仮称）の実施計画

・平成２７年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行事業者選定プロポーザル実施要項

・平成２７年度上里町新コミュニティバス（仮称）運行業務仕様書

議題

・交通不便地域指定申請書（案）について

・上里町生活交通確保維持改善計画（素案）について

・パブリックコメントについて

第４回　上里町地域公共交通活性化協議会　平成２７年９月中旬~下旬

１２．利用者等の意見の反映状況

（１）公共交通に関するアンケート

対象者　：町内在住の満１８歳以上の住民を無作為抽出した３，０００人

実施期間：平成２６年７月１４日から平成２６年８月５日

回収率　：４０．７％

（２）利用者アンケート

実施概要：町内巡回バス（無償）の全利用者へのＯＤ調査およびアンケート

実施期間：平成２６年７月２日から平成２６年７月８日

回答数　：６１人（重複無し）

（３）町内バス老人クラブ会員アンケート

対象者　：老人クラブ会員（配布数２４０通）

実施期間：平成２６年６月２６日から平成２６年７月１５日

回収率　：８６．３％

（４）ワークショップ

内容　　：「上里スタイル」をテーマに、上里町の公共交通の現状に対する意見、問題点や課題の整理を２グループに分けて行い提言としてまとめた

参加者　：区長会、民生委員、一般公募など１１名

実施期間：平成２６年度８月３０日から１０月７日

開催回数：３回

（５）パブリックコメント

募集期間：平成２７年８月１２日から平成２７年９月１１日

受付件数：　　件

１３．協議会メンバーの構成

町長またはその指名する者	・上里町副町長
一般旅客自動車運送事業者の代表者	・朝日バス株式会社 ・株式会社ノエル ・有限会社本庄合同タクシー
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	・一般社団法人埼玉県バス協会 ・一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 ・本庄地区タクシー協議会
住民及び利用者の代表	・上里町区長会 ・上里町老人クラブ連合会 ・上里町身体障害者福祉会
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長またはその指名する者	・国土交通省関東運輸局　埼玉運輸支局
道路管理者またはその指名する者	・埼玉県本庄県土整備事務所　道路部 ・上里町まち整備環境課
警察署長またはその指名する者	・埼玉県本庄警察署　交通課
学識経験を有するもの	・埼玉大学大学院　教授
その他協議会が必要と認める者	・埼玉県企画財政部　交通政策課 ・上里町高齢者いきいき課

添付Ａ

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	地域内フィーダー系統の基準適合（別表6「補助対象の基準」）		
					基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準ニで該当する要件
埼玉県上里町	未　　定	(仮称)基幹ルート	地域内フィーダー	1,000.0	①	JR高崎線神保原駅で	③
	未　　定	(仮称)北部ルート	地域内フィーダー	1,000.0	①	JR高崎線神保原駅で	③
	未　　定	(仮称)南部ルート	地域内フィーダー	1,000.0	①	ウニクス上里で	③
	プロポーザルにより選定			平成２８年度算定			
合　　計							

（注）

1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。

2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。

3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

添付Ｂ

「図１」路線図

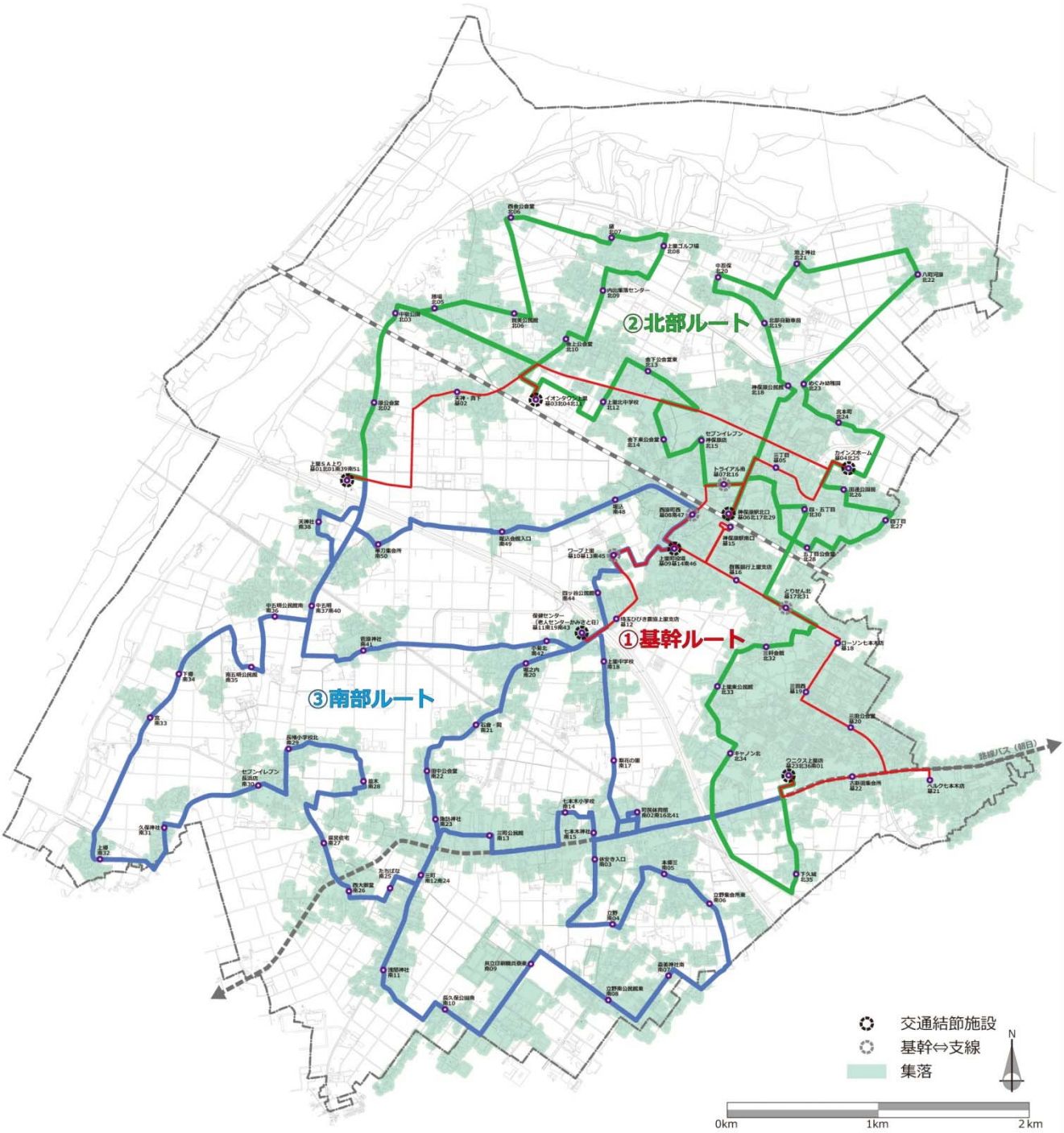

凡例	ルート	距離	片道時間	バス停	台数	本数	起点	経由１	経由２	終点
	基幹	14.67 km	48 分	21箇所	2台	１６本	上里ＳＡ上り	イオンタウン上里	上里町役場	ウニクス上里店
	支線　北部	25.71 km	96 分	35箇所	1台	４本	上里ＳＡ上り	イオンタウン上里	カインズホーム	ウニクス上里店
	支線　南部	31.79 km	114 分	46箇所	1台	４本	ウニクス上里店	上里町役場	かみさと荘	上里ＳＡ上り
全体	３　系統	72.17 km	258 分	89箇所	4台	２４本				

添付Ｂ

「図２」時刻表

※運行事業者と協議、調整を行って行く。

添付C

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	

平成　年度

1．申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km			経常収支率	%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ")	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ")	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		km			経常収支率	%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝ a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝ b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 ＝ d
	円　銭	円　銭	円　銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c\times(1+(d\div2))^2=$ ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ+ヌ))÷チ＝ル	計画実車走行キロ ヲ
	1					日	回	往 km 復 km	(平均) km	往 km 復 km	(平均) km	往 km 復 km	(平均) km	%	km
	2					日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	%	km
	3					日	回	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	%	km
合計		3系統						往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km		km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益（ノの額） ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ−カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額（ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額） ラ
		円	円　銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円　銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円　銭	円	円	円	千円	千円		
合計		円		円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ−カ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム−ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	負担割合	市区町村 負担額	負担割合	その他の者 負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	「その他の者」の具体的概要
		円										
		円										
		円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前々年度） e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間の前年度） f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（基準期間※） g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 ＝ h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g\times(1+(h\div2))^2=$ ノ
		円　銭	円　銭	円　銭	%	円　銭
		円　銭	円　銭	円　銭	%	円　銭
		円　銭	円　銭	円　銭	%	円　銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2）の名称を記載すること。

2.事業収益、事業走行キロについては、乗車人及び乗降客人等を除き、費用については、乗車人及び乗降客人並びに補助対象期間（補助要綱第5条で定める期間）における補助要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
　また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

添付Ｄ

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要　　【平成28･29･30年度】

市町村名	上里町

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	３０，９８８
交通不便地域	９，９２０

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法
９，９２０人	上里町全域	局長指定（予定）

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3．「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（２．（１）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記３．に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1．人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

添付Ｅ

人口集中地区区域図

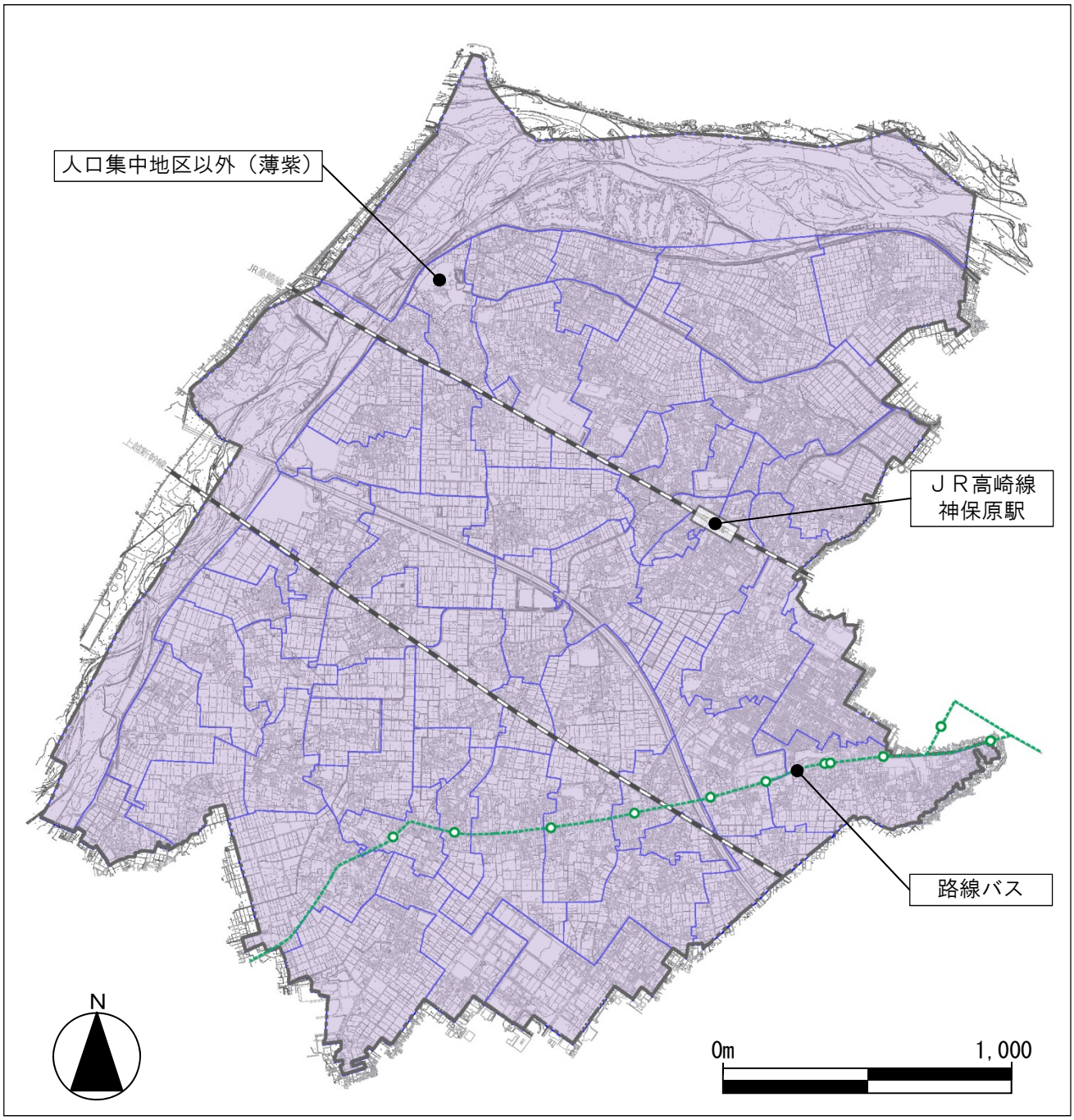

添付Ｆ
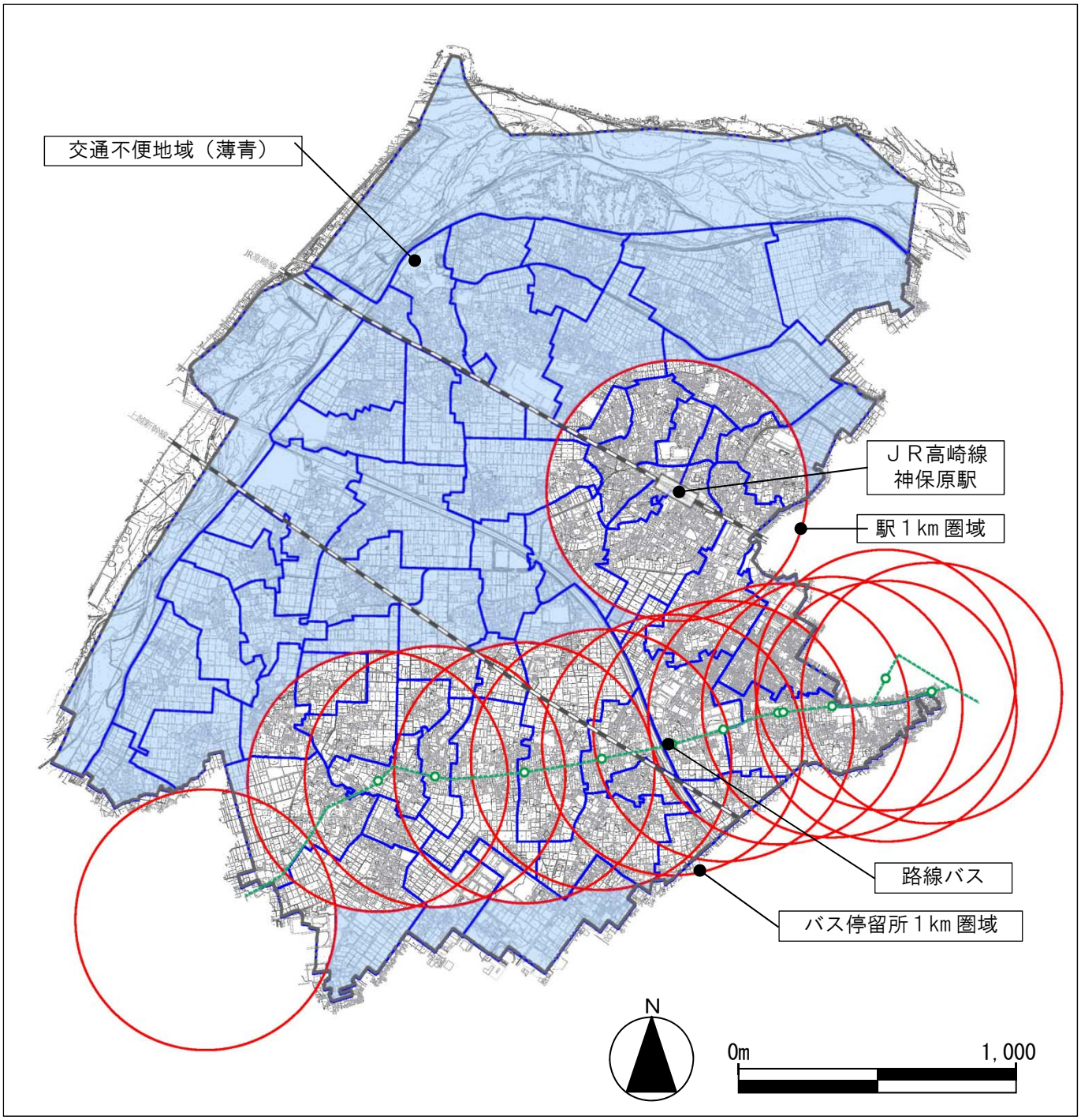
交通不便地域区域図